

令和8年6月26日  
政策統括官付  
地理空間情報課地籍整備室



## 「土地の戸籍」に関する最新の調査実施状況を公表します

土地調査のイメージキャラクター  
とちーた

～リモートセンシング手法等の活用拡大により林地の地籍調査が加速！～



土地の境界や面積などの基礎的な情報である地籍は「土地の戸籍」とも呼ばれ、昭和26年の国土調査法制定以降、主に市町村が実施主体となって調査が進められています。

令和7年度においては、新たに594 km<sup>2</sup>の地籍が明確化されましたのでお知らせします。

- 地籍調査は、土地取引の円滑化のみならず、災害後の迅速な復旧・復興、インフラ整備、森林施業等を円滑に進める上で大きな役割を果たします。また、調査成果は自治体が保有するGIS等に取り込まれ行政サービスの効率化に寄与するほか、登記所備付地図として、G空間情報センターのウェブサイト上でオープンデータとして無償公開されています。
- 令和7年度の調査実績は594 km<sup>2</sup>となり、同年度末時点での進捗率は、全国の「地籍調査対象地域」※1で53%、「優先実施地域」※2で81%（このうち林地の進捗率は1ポイント伸び81%に上昇）となりました。調査実績は前年度の調査実績（623 km<sup>2</sup>）を下回ったものの、令和2年度から導入したリモートセンシング手法や、令和6年度から導入した「通知に無反応な土地所有者等への境界確認手法」などの活用が定着化し、地籍の明確化が進んでいます。

※1 全国土面積から、国有林野及び公有水面（湖沼や河川等）の面積を除いた地域が対象

※2 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域を除く地域

- 国土交通省としては、引き続き、これらの効率的な調査手法の活用促進に取り組むとともに、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～令和11年度）の期末に向けて地籍調査を促進するための方策を取りまとめた「3ヶ年加速化施策パッケージ」（令和8年6月2日公表）に基づき、地籍調査の加速化に集中的に取り組んでまいります。

【国全体の対象地域に対する調査状況】※3

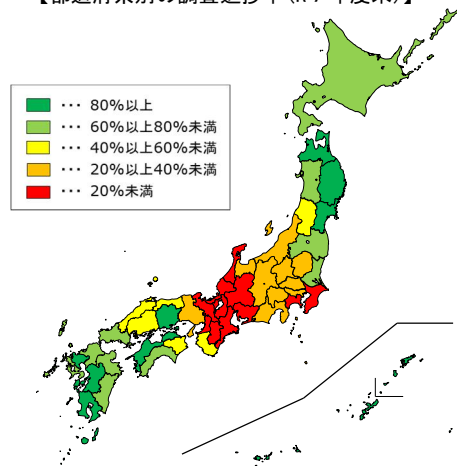
|       | 対象面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 令和7年度<br>実績面積 (km <sup>2</sup> ) | 令和7年度までの<br>実績面積 (km <sup>2</sup> ) | 令和7年度末時点の<br>進捗率 (%) |
|-------|----------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| D I D | 12,673                     | 21                               | 3,456                               | 27                   |
| 宅地    | 19,453                     | 41                               | 10,167                              | 52                   |
| 農用地   | 77,690                     | 87                               | 55,253                              | 71                   |
| 林地    | 178,150                    | 445                              | 83,962                              | 47                   |
| 合計    | 287,966                    | 594                              | 152,838                             | 53                   |

【優先実施地域に対する調査状況】※3

|       | 対象面積<br>(km <sup>2</sup> ) | 令和7年度<br>実績面積 (km <sup>2</sup> ) | 令和7年度までの<br>実績面積 (km <sup>2</sup> ) | 令和7年度末時点の<br>進捗率 (%) |
|-------|----------------------------|----------------------------------|-------------------------------------|----------------------|
| D I D | 9,895                      | 21                               | 3,456                               | 35                   |
| 宅地    | 13,517                     | 41                               | 10,167                              | 75                   |
| 農用地   | 61,410                     | 87                               | 55,253                              | 90                   |
| 林地    | 103,872                    | 445                              | 83,962                              | 81                   |
| 合計    | 188,694                    | 594                              | 152,838                             | 81                   |

※3 係数は、それぞれ四捨五入によっているので、合計及び比率は一致しない場合もある。

【都道府県別の調査進捗率 (R7年度末)】



\* 本リリースの詳細については、別添資料もご覧ください。

\* 地籍調査に関する詳細については、地籍調査WEBサイト (<https://www.chiseki.go.jp/>) をご覧ください。

<問い合わせ先> 政策統括官付 地理空間情報課 地籍整備室 担当：新井、正能、武田  
TEL：03-5253-8111（内線：30533）、03-5253-8384（直通）

## 「地籍」とは？

「地籍」という言葉を聞いたことはありますか？これは、一筆ごとの土地の所有者や地番、地目、境界、面積など、土地の現況を示す基礎的な情報で、「土地の戸籍」とも呼ばれているものです。

一つひとつの土地について、所有者等に確認しながら地籍を調べていく作業が地籍調査で、昭和26年の国土調査法制定以来、今年で75周年を迎える事業です。

**地籍調査とは**

- ・国土調査法に基づき、毎筆の土地の境界や面積等を調査(主な実施主体は市町村)。
- ・現在は、国土調査促進特別措置法による第7次十箇年計画(R2～R11)に基づき実施。
- ・成果は登記所にも送付され、登記簿を修正し、登記所備付地図になる。

**公図：明治の地租改正に伴い作られた図**      **地籍図：境界が正確な地図**

## 地籍調査の効果

地籍調査の成果は、土地取引の円滑化のみならず、災害後の迅速な復旧・復興、インフラ整備、森林施業等を円滑に進める上で大きな役割を果たしています。

また、自治体が保有する GIS 等にも取り込まれ、行政サービスの効率化に寄与するほか、法務局へ送付され、登記記録の修正や登記所備付地図として利用されます。なお、登記所備付地図は、G 空間情報センターのウェブサイト上でオープンデータとして無償公開されています。

**地籍調査の主な効果(施策との連携)**      正確な土地の基礎的情報(境界、面積等)を明確にすることで、様々な効果が創出

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p><b>防災対策の推進(復旧・復興の迅速化等)</b></p> <p>■東日本大震災における防災集団移転促進事業 (宮城県名取市下増田地区)</p> <p>約7ヶ月で事業を実施。地籍調査未実施の場合(推定)と比較して、<b>半年～1年の縮減効果</b>。</p> <p>■平成30年西日本豪雨における直轄砂防事業 (広島県呉市天応地区)</p> <p>県内で地籍調査未実施の地区と比べて境界確認が不要となり、<b>約3ヶ月早く事業に着手</b>。</p> | <p><b>社会資本整備の効率化</b></p> <p>■西九州自動車道(伊万里松浦道路) ※国直轄事業 (長崎県松浦市)</p> <p>事業地区において地籍調査が実施済みだったため、<b>事業期間が少なくとも約2年(推計)短縮された</b>。</p> <p>今福インターチェンジ付近</p> <p>※地方公共団体が実施する社会資本整備総合交付金事業とも連携</p> | <p><b>民間都市開発の推進</b></p> <p>■地価への影響(千葉県浦安市)</p> <p>地籍調査が実施されていない類似地区では路線価が下落局面にあったが、地籍調査が実施された地区においては<b>路線価が下げ止まった</b>。</p> <p>■虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業 (東京都港区)</p> <p>虎ノ門・麻布台地区市街地再開発事業では、地籍調査が未実施だったため、<b>土地の境界の確認や地積の確定に、多大な手間と期間(約10年)を要した</b>。</p> |
|---|---|--|

## 令和7年度の全国の地籍調査の状況

地籍調査の令和7年度の実績は、全国で594km<sup>2</sup>でした。これにより、令和7年度末時点での進捗率は、全国の地籍調査対象地域<sup>※1</sup>で53%、優先実施地域<sup>※2</sup>で81%となります。

現在、地籍調査は第7次国土調査事業十箇年計画（令和2年度～11年度）に基づき進めており、令和2年度～7年度の実績は4,348km<sup>2</sup>となります。

※1 全国土面積から、国有林野及び公有水面（湖沼や河川等）の面積を除いた地域が対象

※2 土地区画整理事業等により一定程度地籍が明確化された地域、土地の取引が行われる可能性が低い地域（大規模な国有地、手を入れる必要のない天然林等）を除く地域

## 近年の地籍調査の進捗が高い県

令和2年度からの第7次国土調査事業十箇年計画中の進捗率の伸びは全国平均で2ポイントですが、進捗率が大きく伸びている県もあります。

全国1位の和歌山県では、県が実施主体となる社会資本整備に当たり、地籍調査を先行して実施することが事業費の縮減や早期着工・完了につながることを市町村に啓発しています。

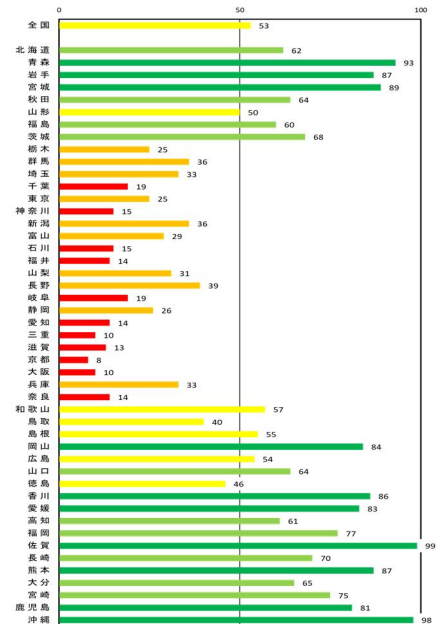
2位の鳥取県では、八頭町をはじめとして、高精度な空中写真や航空レーザ測量等のリモートセンシングデータを活用した地籍調査を着実に進めており、3位の徳島県では、南海トラフ地震をはじめとした大規模自然災害への備えとして、災害予防や迅速な復旧・復興のため、防災・減災対策エリアを重点的に実施し、地籍の明確化を着実に進めています。

なお、過去10年についても、1位が和歌山県（進捗率18ポイントの伸び）、2位が鳥取県（同11ポイントの伸び）、3位が徳島県（同11ポイントの伸び）となっています。

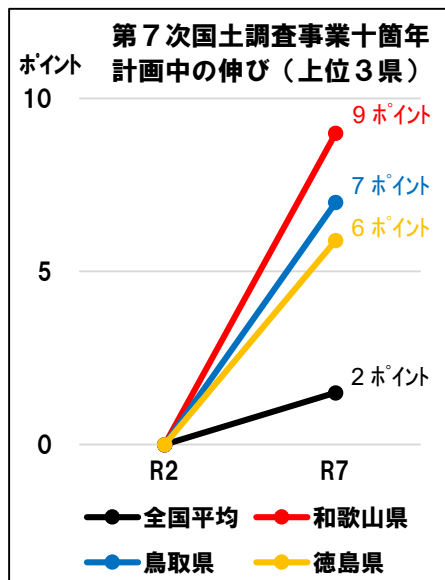
## 林地におけるリモートセンシング手法等の活用拡大

林地の調査実施面積のうちリモートセンシング手法を活用した面積は、令和6年度が約13%に対して令和7年度は約36%となり大幅に上昇しました。

また、林地における無反応所有者に対する公告による調査を活用した筆数についても、令和6年度が約29%に対して令和7年度は約61%となり着実に定着しています。



【都道府県別地籍調査進捗率(令和7年度末)】



第7次国土調査事業十箇年計画中の伸び(上位3県)

## 地籍調査の加速化に向けた取組み

近年では、人件費上昇等による事業費増加や、実施主体である自治体におけるマンパワー不足等、予算面・人員面での課題が深刻化している状況にあります。

このため、都市部や農山村部といった地域特性に応じた課題やニーズの変化にも対応しつつ、十箇年計画期末に向けた3ヶ年（令和9年度～令和11年度）において、効率的・効果的な地籍調査を進めるための「3ヶ年加速化施策パッケージ」を令和8年6月2日に策定しました。

「調査の迅速化」、「他事業との連携強化」、「新技術の徹底活用」、「広域化・共同化」、「意欲的に取り組む地域へのインセンティブ」の5つを柱として、以下の施策に取り組むことで、地籍調査を加速化してまいります。

\* 詳細については、<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/002004554.pdf> を御覧ください。

以下、「3ヶ年加速化施策パッケージ」より

### (1) 都市部における施策の方向性

#### ①防災対策街区境界調査（仮称）の創設

災害リスクエリアなどの地域において、「民筆界点」の確認を省略し、官民境界のみを先行して取りまとめる調査手法として、『防災対策街区境界調査』（仮称）を位置づけます。



#### ②新技術を活用した手法（MMS）の実装開始

都市部における MMS を活用した街区境界調査の実装を開始します。

### (2) 農山村部における施策の方向性

#### ①林務・地籍部局における一体的な実施体制の構築

準備・計画段階から、市町村の林務・地籍部局が連携し、地籍図作成に至る一体的な実施体制の構築を図ります。

#### ②リモートセンシング等の新技術のさらなる活用促進

リモセン手法のさらなる普及に取り組みつつ、著しい技術進展を踏まえた新たな調査手法の検証を進めます。

#### ③効率的な調査体制の構築促進

リモセン手法を活用する場合などにおける調査体制の広域化・共同化について、調査地域の特性を踏まえつつ順次促進します。

### (3) 効率的・効果的な手法に取り組む地域への支援

効率的・効果的な手法をより積極的に横展開し、先行して意欲的に取り組む地域に対する重点支援を促進します。

【より積極的に横展開を図るべき事例】

- 災害リスクエリアを踏まえた迅速な地籍調査の実施
- 広域的な組織をハブとした事業実施体制の構築
- 都道府県主導による新技術の導入促進
- 事前復興事業と一体的に取り組む地籍調査

